

2022年9月20日

新型コロナウイルス陽性者の療養期間について

健康サポートセンター 保健室

令和4年9月7日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より『新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて』の通知がありました。本学においてもこの指針に従い療養期間を以下の通り変更いたします。

・陽性者は発症日を0日目とし7日間経過後、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から解除可能とする。

濃厚接触者の待機期間は従来と同様とし、感染者（陽性者）と最終接触した日から5日間（6日目解除）を待機期間とする。

引き続き、学内においても、これまで同様の感染対策をよろしくお願いいたします。

以上